

○総務省令第 号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十八条の二第二項第一号及び第十八条の三第二項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(不可欠な費用の額の算定方法)

第十一条の二 法第十八条の二第二項第一号の総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計して算定する方法とする。

- 一 郵便局（日本郵便株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所を含む。以下この号及び次条において同じ。）あまねく全国において郵便局で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務（次号及び次条において「郵政事業に係る基本的な役務」という。）が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における次に掲げる費用の額の合計額
- イ 人件費
- ロ 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用
- ハ 現金の輸送及び管理に要する費用
- ニ 固定資産税及び事業所税

二 簡易郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局をいう。以下この号において同じ。）簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額

(拠出金の額の算定方法)

第十一条の三 法第十八条の三第二項の総務省令で定める方法は、同項に規定する合計額を、次の各号に掲げる費用に相当する額ごとに、当該各号に掲げる方法により按分する方法とする。

- 一 前条第一号イ及びロに掲げる費用（ロに掲げる費用にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。）郵政事業に係る基本的な役務の利用者の範囲及び利用状況を勘案して、郵便窓口業務（日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務をいう。第三号において同じ。）、銀行窓口業務（同条第二項に規定する銀行窓口業務をいう。第三号において同じ。）又は保険窓口業務（同条第三項に規定する保険窓口業務をいう。第三号において同じ。）において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按分する方法

二 前条第一号ロ（前号に掲げる費用を除く。）、ハ及びニ並びに同条第二号に掲げる費用（日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）別表に規定する整理方法に準ずる方法により按分する方法

三 郵便局ネットワーク支援業務（法第十八条の三第一項に規定する郵便局ネットワーク支援業務をいう。）に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用（第一号及び前号に掲げる費用に相当する額を、それぞれ当該各号に掲げる方法により郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じて按分する方法（端数計算）

〔新設〕

〔新設〕

第十一條の四 法第十三條第一項第三号イの交付金又は法第十八條の三第一項の拋出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

(抛出金の額の算定方法に関する経過措置)

第二条 平成三十一年四月一日の属する年度（改正法附則第二条に規定する年度をいう。）におけるこの省令による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第十一条の三の規定の適用については、同条第三号中「郵便局ネットワーク支援業務をいう。」とあるのは「郵便局ネットワーク支援業務をいう。以下この号において同じ。」と、「その他の費用」とあるのは「その他の費用（前年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要した費用を含む。）」とする。